

「テロ等組織犯罪準備罪」法案の国会提出に反対する会長声明

1 はじめに

政府は、これまで過去3回にわたり、いわゆる「共謀罪」法案を国会に提出したが、国民の強い反対によりいずれも廃案となった。

しかし、本年8月下旬、政府が、テロ組織やマフィア等による国際的な組織犯罪対策の一環として、新たに「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を本年9月召集の臨時国会に提出する準備をしている旨の報道があった。

幸いにして、政府は同法案の今国会への提出を断念したようであるが、来年の通常国会への提出を準備しているとの報道もある。

本声明は、政府が新設しようとしている「テロ等組織犯罪準備罪」が、過去に廃案となつたいわゆる「共謀罪」と何ら変わらず、行為を犯罪として処罰し、思想・内心を処罰しないとする近代刑法の基本原則を根本から覆し、憲法上保障されている国民の思想・良心の自由、プライバシー権、通信の秘密を侵害し、表現・集会・結社の自由を萎縮させる危険性が高い点において、その国会提出・成立に反対するものである。

2 問題点

報道によると、政府が新設しようとしている「テロ等組織犯罪準備罪」の適用対象となる団体は、「組織的犯罪集団（目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体）」であり、犯罪が成立するためには、2人以上で犯罪を「計画」し、その上で実行のための資金確保等の準備行為が行われることが必要とのことである。また、対象となる犯罪は、4年以上の懲役・禁錮が定められている罪とされる。

一見するとこれまで廃案となった共謀罪よりも処罰範囲が限定されているかのようにも思えるが、以下のようないくつかの問題がある。

(1) 人の内心を処罰するものに他ならない

かつての共謀罪法案では、単に「共謀」となっていたものが、「テロ等組織犯罪準備罪」では「計画」となっている。しかし、いずれも「合意」という人の内心であ

る。その上、犯罪の実行のための資金確保等の準備行為を犯罪成立の要件としたとしても、「準備行為」自体の概念が抽象的で、およそ危険性のない行為さえ含みうる点で、結局のところ、人の内心を処罰するものに他ならない。

(2) 「組織的犯罪集団」定義があいまい

かつての共謀罪法案では、単に「団体」とされていたものが、「テロ等組織犯罪準備罪」では、「組織的犯罪集団」（目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体）とされた。しかし、「組織的犯罪集団」にあたるかどうかは捜査機関の判断・運用に委ねられ、処罰対象が拡大する危険性がある。

(3) 対象犯罪が広範

「テロ等組織犯罪準備罪」の対象となる犯罪は、かつての共謀罪法案と同じく、目的が長期4年以上の懲役・禁錮の罪であり、「テロ等組織犯罪準備罪」が成立すると、一举に600以上の犯罪について計画しただけで刑事処罰の対象となる。これにより、捜査機関が広範な犯罪に係る計画の有無につき捜査することができるようになり、個人の会話、電話、メール等の日常的なやりとりが捜査の対象となる危険性が高くなる。のみならず、犯罪捜査対象となることをおそれて、自由な言論・集会・結社等一切の表現行為が萎縮する危険性も高くなる。

3 国連越境組織犯罪防止条約の批准は可能

政府は、国連越境組織犯罪防止条約を批准するために「テロ等組織犯罪準備罪」の新設が必要であると説明するものと思われる。

しかし、日本では、一定の重大な犯罪について例外的に未遂以前の段階を処罰する規定が存在するほか、銃砲刀剣類所持等取締法による取締り、既存のテロ対策関連条約批准による条約規定犯罪の日本での犯罪化により、実質的には組織犯罪集団による重大犯罪については未遂以前の段階で取締り・処罰が可能であるから、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設せずとも条約批准は可能である。

4 結論

以上のとおり、政府が国会への提出を準備している「テロ等組織犯罪準備罪」は、

人の内心を処罰対象とする点で思想・良心の自由を侵害するものであり、その捜査のため市民の私生活を監視することになる点で、プライバシー権・通信の秘密を侵害し、ひいては、表現・集会・結社の自由を萎縮させる危険性が高いものであるから、当会は、「テロ等組織犯罪準備罪」法案の国会提出に反対する。

平成28年12月26日

愛媛弁護士会

会長 宮 部 高 至

(公印省略)